

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第2回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和元年11月29日（金） 午後2時00分から
開 催 場 所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	磯田 和彦（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 高島 誉章（公認会計士） 林 真由美（弁護士）
欠席者の氏名	なし
議 題	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表（様式第1号） 3 入札方式別発注工事一覧表（様式第2号） 4 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第3号） 5 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第4号） 6 抽出事案説明書（様式第5号）
担 当 部 課 名	【担当課等】 （建設部）末廣営繕担当参事、村田道路維持課長 村上計画道路整備課長 （上下水道局）羽賀総務課主査 伊藤下水道維持課主査 他 各担当課職員 【事務局】 梅崎総務部次長、岸契約課長、他 事務局職員

発言者	審議の内容
	<p><b>議 事</b></p> <p><b>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</b>  平成31年4月1日から令和元年9月30日までの市、上下水道局発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p><b>2 審議事案の抽出結果報告</b>  審議の対象となる事案の中から、落札率が低い事案、落札率が高く1者入札の事案、実質1者入札の事案が2件、低入札価格の事案の合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p><b>3 抽出した事案の審議</b>  「所沢市立所沢図書館自動昇降機改修工事」  抽出理由：落札率が70.00%の低価格である。  自動昇降機本体について、工事現場の近接工場での自社生産となり、生産・保管・輸送の経費削減が可能であるため低価格になったものです。</p> <p>委員  改修工事という事で元のエレベーターも東芝エレベーター(株)のものであったのでしょうか。</p> <p>営繕課  図書館のエレベーターにつきましては、日本エレベーター製造(株)のものが入っていました。</p> <p>委員  日本エレベーター製造(株)は、入札参加者で無効になっているのですがどのような理由で無効なのでしょうか。</p> <p>営繕課  今回、県内の機械器具設置業者のうちエレベーター工事の経験があるところを選定しており、所沢市内ではB級の1者のみである為、埼玉県内まで範囲を広げたところ12者となりましたので、県内のA・B級に広げたものです。その中に日本エレベーター製造(株)が含まれておりませんでしたので、入札の参加資格がなかったものです。</p> <p>委員  日本エレベーター製造(株)は、県外の業者のため、入札してきたけれども無効であったという事ですか。</p> <p>契約課  そのとおりです。</p> <p>委員  何で入札してきたのでしょうか。</p> <p>契約課  本市では、埼玉県電子入札共同システムでの運用をしており、そのシステムでは、加入しているすべての業者が参加(入札)することが出来ます。また、入札の案件として埼玉県内の機械器具設置業者を対象としており、県外の業者でも工事の内容など入札に参加したいと意思があれば、入札出来るシステムになっています。</p> <p>委員  かなりの低価格で落札しているのですが、説明があったように自社生産で、近くの工場で作成出来るという理由からでしょうか。</p>

発言者	審議の内容
<p>当繕課</p>	<p>所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に基づき 16 項目に及ぶ調査、ヒアリングを行い、東芝エレベータ(株)につきましては、府中に工場があり、途中で倉庫に保管するなどの手間がなく、直送出来るという理由や設置後の維持管理等のメリットがあるとのこと。また、当市では 14 台の納入実績がありますが、会社としてさらに実績を上げていきたいという事も考えていたものです。</p>
<p>委員</p>	<p>図書館建設時の下請けが日本エレベーター製造(株)であったのですか。</p>
<p>当繕課</p>	<p>図書館は現在 39 年経過しておりますが、新築時に大手ゼネコン側が設置したものが日本エレベーター製造(株)でした。</p>
<p>委員</p>	<p>県内の業者の機械器具設備でエレベーター工事の経験があるところであればメーカー問わずどこでも可能ということですか。</p>
<p>当繕課 委員</p>	<p>エレベーターの設置業者であればどの業者でも施工が可能です。必用応札可能者数 8 者以上とあるが、それに満たない応札が多いですが、この考え方を教えてください。</p>
<p>契約課 委員</p>	<p>応札することが出来るのが 8 者以上必要であるという事です。参加資格可能者数とは何ですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>今回の案件の場合、業種が機械器具設置工事の県内の級別区分が A・B で要件が該当するのが 84 者あるという事です。</p>
<p>委員</p>	<p>84 者、すべての業者がこの工事が出来るという解釈でよろしいでしょうか。</p>
<p>契約課</p>	<p>機械器具設置工事の業種として 84 者登録があり、その内エレベーターを施工可能な業者が 12 者です。</p>
<p>委員</p>	<p>営業所を県内に限っていますが、何か理由はありますか。このような工事は、全国的に大手が占めているケースが多いと思いますが、別に県内に拘らずに全国に範囲を広げて入札をしても構わないと思いますが、その点はどのようにお考えですか。</p>
<p>契約課</p>	<p>本市の場合は、出来るだけすぐに対応出来るように、市内および県内としたものです。</p>
<p>委員</p>	<p>営業所があっても工事業者が必ずいる訳ではないので、あまり関係ないのではないのでしょうか。また、調査基準価格が 90 パーセントとみているのですが、一般的な考え方として例えば機械設備工事などは、もう少し幅を持たせても品物自体が自社努力で安くなっている物も多いので、もう少し基準価格を低く抑えられる事も可能ではないのでしょうか。</p>
<p>契約課</p>	<p>調査基準価格については、国の中央公契連モデルを採用しており所沢市建設工事低入札価格取扱要綱において、直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額ですとか共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額などを設計金額に応じて算出し、調査基準価格を設定しております。以前は、工事の内容により調査基準価格を下限値まで</p>

発言者	審議の内容
委員	<p>引き下げて設定していたのですが、過去の入札監視委員会で下限値まで引き下げるのは特殊な工事の場合とのご指摘をいただいたこともあり、今回は国の示している算出式としております。また、本市では失格基準価格を設けておりますので、失格基準価格の 70 パーセントを下回った場合には失格となります。</p> <p>中央公契連モデルに合致させられるもので良いだろうという考え方ですか。</p>
契約課 委員 契約課	<p>はい、その通りです</p> <p>調査基準価格の上限が 90 パーセントですか。</p> <p>この要綱を改正したのが、今年の 4 月 1 日となっておりますが、改正手続きを終えた後の 3 月下旬に変更後の率 92 パーセントが示されたため、今年度につきましては、上限値を 90 パーセントで運用しております。これについては、来年度改正していきたいと考えております。</p> <p>&lt;意見&gt; なし</p>
契約課	<p><b>「小手指陸橋ボルトキャップ設置工事（鉄道敷地内外部）」</b></p> <p><b>抽出理由：落札率 98.29%と高い。1 者入札である。</b></p> <p>鉄道敷地内で行う難工事であるため落札率が高く、かつ、入札参加資格として、西武鉄道(株)の工事管理者の資格を有した技術者が在籍する者としたことにより入札可能業者数が限られ、1 者入札となったものです。</p>
委員	<p>鉄道敷地内で行う難工事という事で、落札したのが西武建設(株)ですが、この会社以外で成し得る業者があったのかどうか。また、入札可能業者は、他にもいたのですか。</p>
契約課	<p>西武鉄道(株)の工事管理者の資格を有した技術者が在籍する業者としては、12 者ございました。</p>
委員	<p>西武系の会社でないと連携が難しく、1 者入札になる事も予想されたのであれば、このような事情もあるので、随意契約でより綿密な打ち合わせをし、価格を設定するなどして進める事も出来たのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。</p>
契約課	<p>結果的には西武系の業者が落札したのですが、必ずしも西武建設(株)しか出来ないという訳ではありませんでしたので、競争入札で執行したものです。</p>
委員	<p>鉄道との兼ね合いで実施しなければならない工事ですが、西武建設(株)以外にも出来る業者はいたという事ですね。</p>
契約課	<p>西武鉄道(株)の工事管理者の資格を有した技術者が在籍する業者とは西武鉄道(株)が定めている業者ですので、他の業者が落札したとしても西武鉄道(株)と連携して出来るものです。</p>

発言者	審議の内容
委員	西武鉄道(株)の工事管理者の資格を有した技術者が在籍する業者というのは、県内だけでは必要応札可能者数には満たしておらず県外である東京都内まで広げたということですね。
契約課 委員	その通りでございます。 以前にも聞いたと思うのですが、1者入札でも中止にならないのですか。
契約課	電子入札の場合、入札する側からしてみると相手が何者いるか分からない状態ですので、競争性は保てている状態であると考えています。
委員	1者入札はどのくらいありますか。
契約課	1者入札は年間、平成28年度は4件、平成29年度は7件、30年度は5件でございます。
委員	あまり多いようだとも市民の方からみて、競争性が確保されていないのではないかという意見も出ないとも限らないので、どういう条件であれば1者入札可となるのか整理した方が良くはないかと思えます。 また、写真を見させていただいて、今回の工事では塗装は行っていませんよね。
道路維持課	今回は含まれておりません。
委員	最近塗装されたのですか。
道路維持課	これは、1991年に実施したものです。
委員	今回、ボルトキャップ設置というのは、修繕系のものですか。
道路維持課	F11Tボルトが使われており、このボルトが腐食などで破断するのではなく、突然破断してしまうという事例があり、最近では国分寺駅辺りの陸橋ボルトが破断した事例がありましたので、本市では未然防止として工事を行うものです。
委員	他にもあるのですか。
道路維持課	何件か発生していると聞いております。
委員	所沢市はこれだけですか。
道路維持課	小手指陸橋だけです。
委員	発注工事一覧表の35番「小手指陸橋ボルトキャップ設置工事(一般部外)は、同じようにボルトの破断ですか。
道路維持課	ボルト自体は同じ物です。鉄道敷地内としているのは、西武鉄道(株)の工事管理者が行っておりますが、鉄道敷地内部外であれば、一般の他の業者も施工可能という事で分けて発注しております。
委員	監視をされて予防的に行うのですか。また、ボルトの落下等があって工事を計画するものなのですか。
道路維持課	1つは、平成14年7月15日に国土交通省から「橋梁で使用している高力ボルトF11T対策について」という通知があり、その後、他市でも事故が起きた事もあり、事故を未然に防ぐため実施するもの

発言者	審議の内容
委員	です。
道路維持課	点検はおこなっているのですか。
委員	点検につきましては、法定点検を5年に1度、コンサルタントに委託し実施しておりますが、本市でも近接目視で確認しています。
委員	1者入札は、イレギュラーな事だと思いますので、基本としては数社での競争性を確保出来るようにしていただければと思います。
委員	＜意見＞
委員	なし
委員	「道路予定地保全工事」
契約課	抽出理由：落札率98.29%と高い。1者入札である。
委員	辞退理由として、1者は他工事を受注しており現場代理人の配置が出来ない。もう1者は、複数の工事を受注しており、工期内の受注が難しいためです。
委員	3者を指名競争で指名し、そのうち2者が辞退して1者入札となったのですが、忙しい時期で難しかったのではないかと思います。
契約課	そのような場合は3者でなく、もう少し多く指名業者を増やし、競争性の確保をしていただけなかったかなと思います。
委員	指名業者数につきましては、設計金額に応じ要綱で定めておまして、今回の金額では3者以上となり、3者を選定した形になります。
委員	このうち2者が辞退することは想定外でした。
契約課	基本的に3者以上から選定となると最低の3者を選定するという事が決められているのですか。
委員	必ずしも最低の3者で良いという事ではなく、必要であれば3者以上でも可能です。
委員	今回の工事は、道路のアスファルトほ装で、何か特殊な難しい工事ではなく一般的な工事だったのでしょうか。
計画道路整備課	特殊な工事ではなく一般的なほ装工事です。
委員	指名のあり方についてお聞きしたいのですが、相手にこの工事が出来ますかと聞いているのではなく、お宅を指名しますという事で相手の工事状況などが分からないのを前提で指名しているのですか。
計画道路整備課	市が発注した工事で受注している場合などは分かりますが、例えば現場代理人が他の工事の下請けに入っていた場合などは把握出来ず、本市以外で発注している工事などは分からない場合もあります。
委員	業者の状況が分からず指名している事は、どうなのかと思います。
委員	指名しても2者が辞退では入口から競争性が保てないと思うのですが、その辺はいかがお考えですか。
契約課	結果的にこの様なことになりましたので、相手の状況を確認した

発言者	審議の内容
委員	<p>上で指名することも必要であると思います。公共工事であれば調べられるのですが、その他にも民間工事を受注していたりすることもあります。</p> <p>なるべく指名したら入札してもらえそうな仕組みを作れないかなと思います。</p>
委員	<p>県などは、発注標準にプラス複数者指名することになっており、最低でも10者程度は指名しています。</p> <p>現場代理人の兼務は認めていますか。</p>
契約課 委員	<p>認めております。</p> <p>緊急性がない工事であれば、手持ち工事と合わせて、業者の中で工程をずらしたり、「担い手3法」の中で言われるような「平準化」とか「適正な工期の確保」に繋がると思いますので、そのような制度を作ってあげて受注しやすい環境の整備をお願いします。</p> <p>その辺は、ご相談にもなりますので、良いものを作り上げていただきたいと思います。</p>
委員	<p>忙しい時期だとその時の需要や供給があるのかと思いますが、辞退者が出る事も想定して多めに指名をしていただく事を希望します。</p>
委員	<p>「担い手3法」の趣旨を踏まえながら適正な工期の確保をして発注し、1者入札や辞退者が多くならないよう工夫していただければと思います。</p> <p>&lt;意見&gt; なし</p>
総務課	<p><b>「中道公園調整池ほか1箇所雨水ポンプ更新工事」</b> <b>抽出理由：低価格が2件もあった。落札価格が70.01%の低価格である。</b></p> <p>設計金額については下水道用設計標準歩掛表に基づき設計を行い、機器費は3者から見積もりを徴取する等、適切に積算を行いました。業者から提出された低入札価格調査資料の中で、既設ポンプの自社製品への載せ替えを試みるため、企業努力で機器費を低減させた旨の回答を得ました。また、83.95パーセントの価格を入札した次点落札候補者についても、同様の理由で入札価格を決定したものでした。</p>
委員	<p>抽出事案説明書に工事の内容が高度な技術を要するとあるが、詳細が不明なので説明してください。</p>
下水道維持課	<p>まだ工事に着手していません。ポンプの老朽化に伴う取替えて、配管等は既存のものを引き続き使います。</p>
委員	<p>老朽化したポンプを落札業者が自社製品に転換して供給する工事、という認識でよろしいでしょうか。</p>

発言者	審議の内容
下水道維持課	その通りです。本工事のような他社製品からの転換の場合、設置器具等が必要になり、工事がやや複雑になります。
委員	そのような状況でも、落札業者は低価格で入札したということですか。
下水道維持課	ポンプ製作会社が落札業者の親会社であるので、その協力を得たとのことです。
委員	ポンプは吊り下げ型と設置型のどちらですか。
下水道維持課	設置型です。
委員	ポンプは特段特殊なものでなく、規定の容量があれば足りるのですか。
下水道維持課	ポンプは受注生産で在庫はありません。製作期間はかなり掛かるようです。
委員	ポンプの能力はいかほどですか。
下水道維持課	吐出量が毎分2.5m <sup>3</sup> です。
委員	調節池の容量はいかほどですか。
下水道維持課	1,400m <sup>3</sup> です。
委員	雨水管に接続するのですか。
下水道維持課	下水管が合流式なので、汚水管に接続します。
委員	他社製品への転換は問題なく行えますか。
下水道維持課	設置器具等を用いるので、問題なく転換できます。
委員	設置後の補修、点検、保守等はポンプの製作会社との契約になりますか。
下水道維持課	落札業者になると思われれます。
委員	機械のメンテナンスは定期的に行っていただきたいと思います。
下水道維持課	職員および委託による点検を併用して行っていきます。
	<b>&lt;意見&gt;</b>
	なし
	<b>「砂川掘北野調整池監視カメラ設置工事」</b>
総務課	<b>抽出理由：3者のうち2者辞退で実質的に1者入札である。</b>
	辞退理由を業者に確認したところ、辞退した2者は市内小中学校エアコン設置工事を請け負っており、繁忙であるため辞退したとのことでした。
委員	その2者は公共工事を請け負っていたのだから、指名業者数を増やしておけば良かったのではありませんか。指名業者はランダムに選定しているのでしょうか。
下水道維持課	ランダムではありません。過去に下水道施設の電気工事の実績がある業者を選定しました。
委員	選定の際は業者の受注状況を考慮していますか。
下水道維持課	考慮はしていませんでした。

発言者	審議の内容
委員	<p>辞退する傾向にある業者の把握のために、統計的な資料は作成していますか。</p>
契約課	<p>入札ごとの資料はありますが、各所属の資料として活用できるようなリストは作成していません。</p>
委員	<p>指名競争入札であっても、競争原理が働くように選定段階で工夫をしてください。</p>
契約課	<p>近年、指名されても一般競争入札の感覚で辞退する業者が増えています。指名業者数を増やすなどの対応も考えていくようかと思われます。</p>
委員	<p>業者の手持ち工事の状況は、コリンズ等で確認できないのですか。</p>
契約課	<p>公共工事のみコリンズで確認できます。</p>
委員	<p>可能であれば、業者の手持ち工事や技術者の数を把握して、業者選定してください。</p>
委員	<p>&lt;意見&gt; 指名業者選定時、受注状況等の業者の細かい事情まで汲むと恣意的とも捉えられかねないので、指名業者数の調整で競争性を確保することが現実的と思われます。</p>
委員	<p>入札の競争性の確保のため、工夫をしていただきたいと思います。</p>
委員	<p>コリンズを活用するなどして、市発注の工事状況を考慮し、辞退者が見込まれる場合は指名業者数を増やすなど、競争性を確保していただきたいと思います。</p>
	<p><b>4 その他</b> なし</p>
	<p><b>次回の審議事案の抽出について</b></p>
	<p>審議事案の抽出委員：磯田委員</p>